

議案第86号関連資料

明石市職員の高齢者部分休業に関する条例(案)の概要

1 制定理由

職員の定年引上げを受けて、高齢期職員に多様な働き方の選択肢を示す観点から、地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業制度を導入するため、条例を制定しようとするもの。

2 条例の概要

項目	内容
休業可能時間	勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間を超えない範囲(育児部分休業制度と同様)
取得事由	不問(地域ボランティア活動への従事、定年退職後の人生設計のための準備などを想定)
対象職員	60歳以上の正規職員
給与の取扱い	勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与相当額を減額(育児部分休業制度と同様)

3 他市の状況

県下29市中、11市において導入済み

4 関連条例の一部改正

明石市職員の給与に関する条例

5 施行期日

令和6年4月1日